

社会福祉法人 愛和会 ケアハウス 高槻あいわ
地域密着型特定施設入居者生活介護 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛和会が設置する社会福祉法人愛和会ケアハウス高槻あいわ（以下「事業者」という）において実施する地域密着型特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業者の管理、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者、その他の従業者が要介護状態の利用者に対し、適切な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するような適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、高槻市、協力医療機関、協力歯科機関との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 名称 | 社会福祉法人 愛和会
ケアハウス 高槻あいわ |
| (2) 所在地 | 高槻市西之川原二丁目4番3号 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 管理者 1名 | 管理者は、従業者及び実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うと共に法令等において規定される地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。 |
| (2) 計画作成担当者 1名以上 | 計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。 |

- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると共に健康維持のための適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 介護職員 6名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の定員及び居室数)

第5条 事業者の利用定員は、要介護者 20名とする。

- (2) 居室数は20室とする。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 (1) 入浴・・・当事業者は自ら入浴が困難な利用者について、週2回以上、適切な方法により入浴させ、又は清拭を行う。

- (2) 排泄・・・当事業者は利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

- (3) 前2項に定める他、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

- (4) 機能訓練

- (5) 健康管理

- (6) 相談・援助

(施設サービス計画の作成)

第7条 施設長は介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、おかれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

5 計画作成介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

6 計画作成介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。

7 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

8 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。

9 計画作成介護支援専門員、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

10 計画作成介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下、「モニタリング」という）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

（１）定期的に入居者に面接する。

（２）定期的モニタリングの結果を記録する。

11 計画作成介護支援専門員は、次に掲げる場合においてはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。

（１）入居者が要介護更新認定を受けた場合

（２）入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 必要に応じて第２項から第８項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

（利用料金）

第８条 地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に準じた額とする。

2 管理費については 月額 82,000 円を徴収する。

3 生活費については 月額 48,764 円を徴収する。

4 光熱水費については 月額 30,000 円徴収する。

- 5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 6 月の途中における入退所については日割り計算とする。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(衛生管理等)

- 第9条 地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。
 - (1) 事業所における食中毒及び感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における食中毒及び感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、食中毒及び感染症の予防及び蔓延防止に関する研修及び訓練を定期的(年に2回以上)に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じ、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

(入居に当たっての留意事項)

- 第10条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
- 2 入居申し込み者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申し込み者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

- 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 1 1 条 地域密着型特定施設入居者生活介護従業者は、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

- 2 利用者に対する地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、高槻市、当該利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回(1 回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制及び地域との連携について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第 1 3 条 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第 23 条の規定により高槻市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は高槻市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び高槻市が行う調査に協力するとともに、高槻市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業者は、提供した地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 1 4 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(運営推進会議)

第15条 地域密着型特定施設入居者生活介護が地域に密着し地域に開かれたものとするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、高槻市の担当職員もしくは事業者が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び指定認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(身体拘束の禁止)

第16条 本事業所は入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。
ただし当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

(虐待防止の禁止)

第17条 本事業所は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。虐待防止に関する責任者は管理者とする。

(1) 虐待防止のための指針の整備

(2) 定期的に委員会を開催

(3) 虐待防止を普及するための従業者に対する研修を採用時並びに年二回実施。

(4) 入居者及びその家族から苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(入居者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第18条 利用者は、事業者に対し、本契約時において、利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)に該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約する。

2 利用者は、事業者が前項の該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- この規程は、令和6年 8月1日から施行する。
- この規程は、令和7年 4月1日から施行する。